

令和6年度

収受欄

施設等利用給付認定申請書(1号用)
及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼請求書 兼口座振替依頼書

世田谷区長 あて

令和 〇年 〇月 〇日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の区市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 施設等利用費は、世田谷区が必要と認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設又は事業者が受領する場合があります。
4. 認定事務が集中した場合は、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定及び私立幼稚園等保護者補助金の交付を取り消すことがあります。
6. 認定希望期間の開始日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
7. 私立幼稚園等保護者補助金交付の要件を審査するに当たって、住民登録の状況、区市町村民税課税状況、兄弟姉妹の保育所通園状況等について、公簿で確認いたします。また、申請子どもの在籍状況及び保育料等の納付状況について幼稚園等に確認し、補助金交付対象者であることを幼稚園等に通知いたします。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定と私立幼稚園等保護者補助金の交付を申請します。また、施設等利用費の支給と私立幼稚園等保護者補助金の交付が決定された場合は、下記の口座に振り込んでください。

Application form grid containing fields for applicant name (世田谷 太郎), address (世田谷4-21-27), contact info, and child info (世田谷 さくら).

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入してください。

Facility information table for 'うさぎ幼稚園' (Usagi Kindergarten) with fields for name, location, code, and enrollment date (令和6年4月7日).

裏面も必ずご記入ください

世帯の状況(園児以外の世帯員について全てご記入ください)

		ひとり親世帯等に該当 提出書類あり		
氏名	生年月日	続柄	備考(幼稚園児、保育園児は通園施設名を記入)	
1	世田谷 太郎	昭平令 56・3・15 生	父	
2	世田谷 花子	昭平令 58・5・20 生	母	
3	世田谷 一郎	昭平令 30・7・18 生	兄	けやき保育園
4	世田谷 二郎	昭平令 1・10・1 生	兄	うさぎ幼稚園
5		昭平令 . . 生		
6		昭平令 . . 生		
7	現在、園児と同居していない保護者(または扶養者)のいる場合		下記 . . 欄に該当する場合、税額の確認ができる書類の提出が必要となります。	
		昭平 . . 生		
住所				

- ・ 令和5年1月1日または令和6年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない方は以下の欄も記入してください。
 - ・ または の該当欄(. . の両方に該当する場合は両方)に税額の確認できる書類の添付有無を記載してください。
- パンフレット8、15頁参照

世田谷区への転入日	令和6年3月10日	前住所	市 1-1-1
	【令和5年1月1日時点で世田谷区に住民登録がなかった方】 令和6年9月1日以降に入園(または転入)される場合は、この欄への記入および令和5年度分の税額が確認できる書類の提出は不要です。		
	令和5年1月1日時点で住民登録があった住所地での税額の確認ができる書類(令和5年度分)を 添付しました。 <input type="checkbox"/> 後日提出します。		
	【令和6年1月1日時点で世田谷区に住民登録がなかった方】		
	令和6年1月1日時点で住民登録があった住所地での税額の確認ができる書類(令和6年度分)を <input checked="" type="checkbox"/> 添付しました。 後日提出します。		

【注意事項】

下記に該当する場合は、別途提出が必要な書類がございますので、チェックボックスへ「レ」

をご記入の上、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。詳しい状況をお伺いし、手続きについてご案内いたします。

里親の方が保護者(申請者)になる世帯に該当

父母が離婚を前提に別居しており、申請保護者が単独で保育料を負担している世帯に該当

園児とは別世帯に園児の兄弟がいる世帯に該当

問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課私学係
 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
 TEL 03-5432-2066
 FAX 03-5432-3016